
土浦市生活排水対策推進計画

～第二期・後期計画～

平成 26 年 3 月

土 浦 市

目次

第1章 計画改訂の趣旨	1
1-1 計画改訂の趣旨	1
第2章 土浦市の概況	2
2-1 地勢	2
2-2 人口	2
2-3 土地利用	2
2-4 河川	3
2-5 霞ヶ浦	4
第3章 生活排水対策の推進状況	6
3-1 国及び県における対策	6
3-1-1 国の動向	6
3-1-2 県の動向	6
3-2 市における対策	8
3-2-1 関連する計画	8
3-2-2 生活排水処理施設の整備状況	8
3-2-3 啓発活動の推進状況	19
3-2-4 生活排水対策を推進する市の組織	22
3-2-5 他の市町村との連携	23
第4章 水質汚濁の状況と課題	24
4-1 法令に基づく各種指定状況	24
4-1-1 環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定状況	24
4-1-2 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定状況	25
4-1-3 霞ヶ浦に係る水質保全計画（第6期）における水質目標値	25
4-2 水質汚濁の状況と課題	26
4-2-1 市内河川・水路の水質の状況と課題	26
4-2-2 霞ヶ浦の水質の状況と課題	30
4-3 排出負荷量の状況と課題	32
4-3-1 排出負荷量原単位	33
4-3-2 生活排水による汚濁負荷量	33

第5章 生活排水処理計画（基本方針編）	35
5-1 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針	35
5-1-1 計画の方向性	35
5-1-2 計画の目標年次	35
5-1-3 計画の位置づけ	36
5-2 計画の目標	37
5-2-1 計画の目標	37
5-2-2 計画体系の概念図	38
第6章 生活排水処理計画（施設対策編）	39
6-1 施設整備等による負荷量削減目標	39
6-2 生活排水処理施設	39
6-2-1 公共下水道	40
6-2-2 農業集落排水処理施設	40
6-2-3 高度処理型浄化槽	40
6-2-4 生活排水路浄化施設	40
第7章 生活排水処理計画（発生源対策編）	41
7-1 発生源対策の基本方針	41
7-1-1 家庭でできる発生源対策	42
7-1-2 啓発活動の基本方針	43
7-2 発生源対策	43
7-2-1 啓発実践活動の推進	43
7-2-2 教育・学習の推進	46
7-2-3 現況の適切な把握	47
7-3 発生源対策に係る推進体制の充実	47
第8章 計画の推進体制	49
8-1 計画の進行管理	49
8-2 関連部局間の連携	49
8-3 関係市町村等との連携	49

資料編	51
土浦市生活排水対策推進計画改定のためのアンケート	52
生活排水の処理状況	65
原単位の算出について	67
削減目標の設定方法について	74
負荷量の算定	76
用語の解説	78

第1章 計画改訂の趣旨

1-1 計画改訂の趣旨

本市は平成3年に県内で初めて水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域*に指定を受け、平成4年3月に「土浦市生活排水対策推進計画」を策定しました。しかしながら、目標として掲げた河川水質は、かなりの改善は見られたものの、環境基準*達成には至っておりません。

一方、県においては「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」の策定や「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」を大幅に改正した「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」の制定、「生活排水ベストプラン」の改訂など、水質浄化の体制を整備するとともに、平成20年度には「茨城県森林湖沼環境税」を導入し、生活排水対策の推進を含め総合的かつ計画的な施策を展開しています。

このような経緯を踏まえ、策定から相当期間が経過しているとともに、平成18年2月の旧新治村との合併により、霞ヶ浦や河川の水質浄化には生活排水対策の計画的な推進が必要であることから、平成21年5月に10年計画として「土浦市生活排水対策推進計画」を改訂しました。今回は、中間年度の見直しを行ったものです。見直し作業にあたっては、初期計画以来となる市民アンケート調査を実施し、市民の取組状況や市の施策の認知状況などの意識を把握し、計画に盛り込みました。

	H3年度	H4年度	H5年度	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	
霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(県)		改訂	第2期			改訂	第3期			改訂	第4期			改訂	第5期			改訂	第6期							改訂予定	
生活排水ベストプラン(県)								策定					改訂					改訂						改訂予定			
土浦市生活排水対策推進計画	策定																改訂			中間見直し							
その他取り巻く状況	重点地域指定															新治村合併	県条例改正			森林湖沼環境税導入			森林湖沼環境税延長				

* 生活排水対策重点地域:水質汚濁防止法に基づく、公共用水域において生活排水の排出による水質の汚濁を防止するために生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認められ指定される地域。
 * 環境基準:環境基本法に基づく、環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。